

随意契約適正執行のための指針 (随意契約ガイドライン)

目次

	(ページ)
1. 随意契約の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 随意契約とする場合の手続き・・・・・・・・・・・・	2～3
3. 政令第167条の2第1項第1号～第9号の考え方・・・・・・・・	4～10
4. 1者から見積書をとればよい場合と省略できる場合・・・・・・・・	11
5. 随意契約で留意すること・・・・・・・・・・・・・・	12～13
6. 1者随契理由の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14～15
(参考) 地方自治法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・	16～17

平成22年4月

相模原市企画財政局財務部契約課

1. 随意契約の基本的な考え方

随意契約・・・

地方公共団体が締結する契約(公共調達)は、競争入札が原則であり、随意契約は、競争入札の方法によらないで地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法です。随意契約は、競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから信用・能力等のある業者を容易に選定することができます。しかし、その運用を誤ると、適正な価格によって行なわれるべき契約自体が、不適正な価格によって行なわれ、公正な取引の確保を損なうことにもなりかねません。地方自治法施行令(以下「政令」)第167条の2第1項に、次のように随意契約によることができる要件が列挙されており、随意契約はこれに該当する場合以外にはできません。

- 1 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
- 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- 3 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。
- 4 地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。

1者随契・・・

公共調達は、競争入札が原則です。政令に該当する場合にのみ、随意契約ができます。この場合でも2者以上から見積書を徴取し、競争性を確保することが必要です。しかし、競争性を確保できない真にやむを得ない理由がある場合は、1者と契約を締結することになります。これが1者随意契約(1者随契※)です。しかし、その執行には慎重な判断が必要です。公共調達は、競争性や透明性の確保が必要であり、1者随契とする場合は、その経過や理由を市民一般に説明する責任があるからです。

本ガイドラインは、随意契約による場合の法令根拠や理由の解釈が庁内において統一かつ公正に行なえるよう定めるものです。このガイドラインを参考にしながら、随意契約とする場合でも、できるかぎり競争性の確保を念頭に置いて、随意契約の適正執行に努めてください。

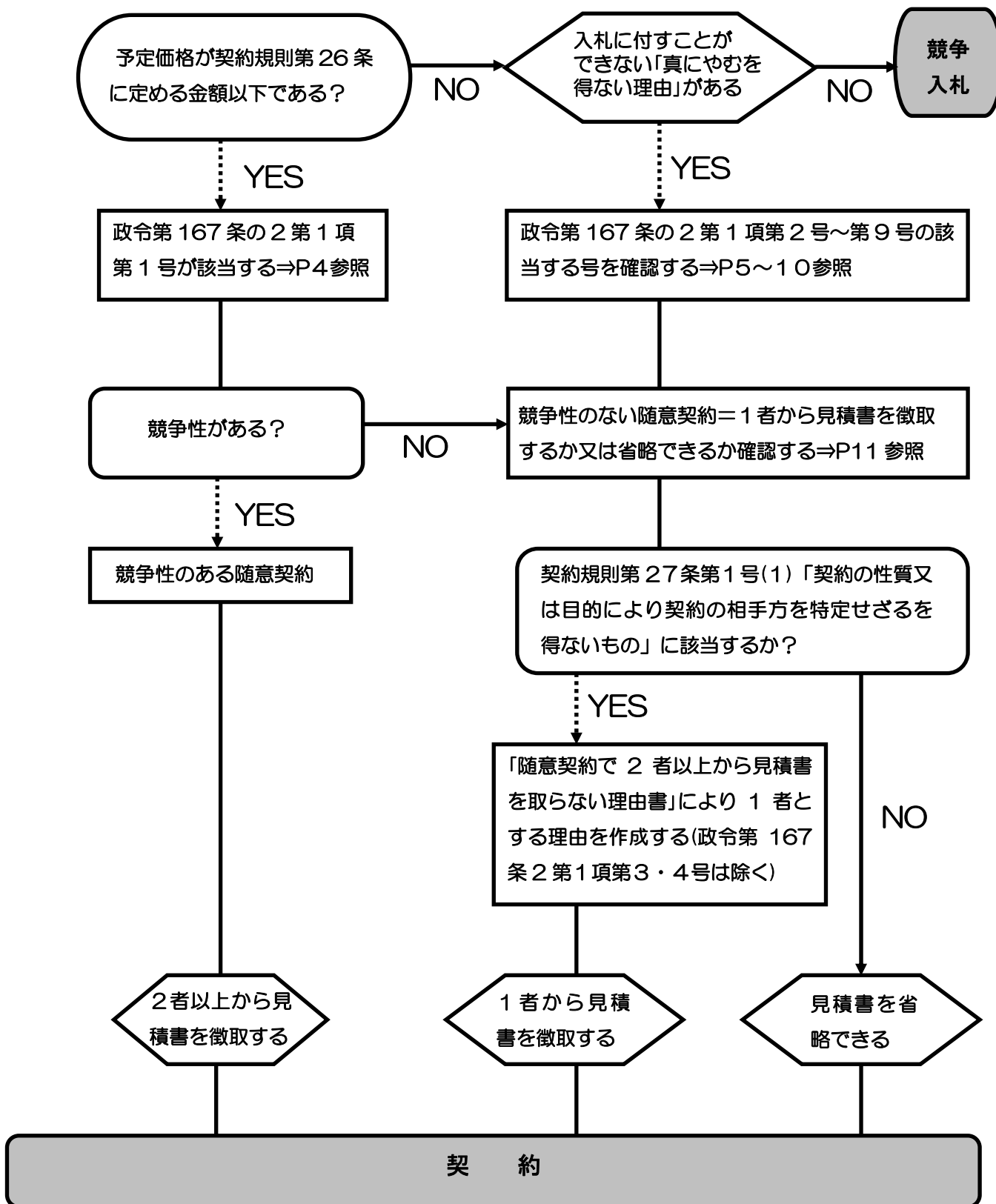
契約状況は多様であり、ここに示すものに該当すれば、直ちに随意契約をすべきものではありません。また、随意契約ができるものは、ここに示したものに限定される趣旨のものでもありません。随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に判断してください。

※1者随意契約は法的に明記される呼称はなく、特命随意契約とか単独随意契約と称される場合もありますが、このガイドラインでは「1者随契」と呼称します。

2. 随意契約とする場合の手続き

1 随意契約により契約を締結する場合の手続きフロー

随意契約は「競争性のある随意契約」(= 2者以上から見積書を徴取する)と「競争性のない随意契約(= 1者から見積書を徴取する又は見積書の徴取を省略する)」に分かれます。



2 随意契約による場合は、下記の事項を十分に検討し、慎重に執り行うこと。

(1) 根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、予定価格より判断して、政令第167条の2第1項第1号から第9号に該当する号を明らかにすること。1者随契は、政令の該当が明らかであること及び真にやむを得ない理由がある場合に適用できるものとする。

(2) 有利性の説明

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、できる限り多くの者から見積書を徴して、それらの者の価格を比較検討し、原則として最も有利な価格で見積をした者を契約の相手方とすること。価格の有利性よりも優先される事由による場合は、その内容を具体的に説明できること。単に過去の実績や「業務に精通している」、「特殊な業務」等を理由に随意契約とすることは適切ではない。

(3) 少額随意契約の留意点

契約規則第26条は、一定以下の金額については事務の軽減を主旨に随意契約ができる規定(少額随意契約)であるが、本来競争性が生じる案件を合理的な理由もなく、故意に分割し少額随意契約とすることは適切ではない。

(4) 説明責任

1者随契とする場合は、透明性を高めるため、どのような調査を行なった結果、どのような理由で1者しかないと判断したのか等の過程(理由)を具体的に明らかにし、市民一般対して説明責任を持つこと。この場合、少なくとも以下の点については、契約担当課で確認すること。

- ①他課・機関で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- ②近隣自治体等で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- ③「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、1者しかない状況を具体的に説明できること。
- ④契約相手方は、委託する主要な業務を、再委託する実態はないか確認すること。
- ⑤複数年同一業者と契約している場合、法令や状況変化で競争性が生じていないか確認すること。
- ⑥内容(仕様)の変更や工夫(業務の分離・分割等)で入札ができる余地はないか確認すること。

(5) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たっては、委託契約の全部または主要な部分を一括して第三者に委託することは適切ではない。契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の主要な部分以外を再委託とする必要が生じた場合は、再委託を行なう必要性や業務の範囲、金額及び再委託を行なう相手方の名称・住所を委託業者より書面にて提出させ、契約担当課で妥当性を審査すること。

(6) 継続事業

複数年継続して同一の業者を契約の相手方とする場合は、社会状況等の変化等や新規業者の参入、事業内容の工夫等で、競争性が生じていないかを確認し、単に前年度から漫然と継続することがないよう留意すること。

3. 政令第167条の2第1項第1号～第9号の考え方

地方自治法234条では「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」としています。これを受けて、随意契約によることができる場合として、政令第167条の2第1項第1号から第9号を定めています。以下に、各号の基本的な考え方を示します。各号の法令文は、政令の引用ですが、一部文章を要約しているものもあります。

なお、建設工事等の公共工事に係る随意契約については、政令の規定とともに「工事請負契約における随意契約のガイドライン(建設省厚発第308号)」を判断の基準としてください(本章末尾に記載)。

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額)が、契約の種類に応じ普通地方公共団体の規則で定める額を超えない場合

この号の趣旨は、契約事務の簡素化のため、予定価格の少額のものには競争入札に付さないでよいとしたものです。この号を受けて、本市契約規則第26条では、契約の種類ごとに随意契約できる額の範囲を定めています。この第1号の金額以下であれば、第3号及び第4号に該当する場合を除いて、第2号以下の各号の要件を充足しているかの判断をする必要はなく、本号の該当になります。ただし、額の範囲内であっても、他の契約の方法を排除したわけではなく、2者以上から見積もりを徴することが原則です。

政令第167条の2第1項第1号に定める額の範囲(都道府県及び指定都市の場合)

契約の種類	予定価格(税込)	適用
1 工事又は製造の請負	250万円	建設工事、建築物等の修繕等
2 財産の買入れ	160万円	動産、不動産の購入等
3 物件の借入れ	80万円	物件等の賃借(リース)
4 財産の売払い	50万円	動産、不動産の売り払い
5 物件の貸付け	30万円	動産、不動産の貸し付け
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円	業務委託、役務の提供、物品修繕等

- 「2 財産の買入れ」は不動産、動産の有体財産のみならず地上権、著作権、商標権、意匠権、特許実用新案権(知的財産権)等の無体財産をいいます。有体財産の代表的な事案は、自動車、備品、消耗品等の物件の購入等です。直ちに消耗する食料や賄材料、ガソリン・電気・ガス等については、財産の形成・保持ができないため本号の適用外とし、「6 前各号に掲げるもの以外のもの」の該当とします。また、印刷の契約は、印刷物の所有権の移転を契約の目的とする主旨から本号の該当とします。
- 「3 物件の借入れ」は土地、建物、機械、器具等の物件の賃借(リース)契約が該当します。ただし、長期継続契約に該当する場合の契約方法(指名競争入札または随意契約(見積合せ))の判断は、契約期間全体の支出見込総額に拠ります。
- 「6 前各号に掲げるもの以外のもの」は業務(事務)委託、施設管理委託、役務の提供、物品修理等の契約が該当します。

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

『契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき』又は「特殊の性質を有する品物を買入れ、若しくは特別の目的がある契約で品物の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき』

「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」は、個々具体の契約ごとの特殊性や経済的合理性等を客観的・総合的に判断するしかありませんが、判断の基準は概ね上記のとおりです。

また、本号に該当する列記事由は多岐に及ぶので、以下に代表的なものを列記します(⇒は留意事項・○は案件例示)。

- 1 著作権、特許権、実用新案権、又は意匠権、商標権等の排他的権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と契約を締結しなければ契約の目的を達成できない場合。
⇒排他的権利に該当するものを具体的に確認すること。
- 2 特定の設備、技術若しくは技術を有する者又は特定の販売業者と契約しなければ、契約の目的を達成できない場合。
 - 試験、研究等の目的のため、極めて特殊な設備、技術等を有する者と契約をする場合
 - 特殊な設備・機器の製作者と運転・保守管理等の契約をする場合
- 3 企画競争により選考された者と契約を締結する場合。
⇒「5 随意契約で留意すること(3) 企画競争について」参照
- 4 訴訟、調停、登記、鑑定、医療、調剤等、法令等により報酬が定められている業務を委託するときや現に価格競争が成立していない場合。
 - 法律相談業務(弁護士会)
 - 不動産鑑定業務
 - 検診業務(医師会・歯科医師会・薬剤師会)
 - はがき、切手、収入印紙の購入
 - 再販売価格維持制度が適用される書籍・雑誌・新聞・音楽CD・音楽テープ・レコード購入
- 5 既存の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外の者に設計させた場合、既存のシステム等の使用に著しく支障が生じるおそれがある場合。
⇒「密接不可分の関係」と「著しく支障が生じるおそれ」を具体的に説明できること。
- 6 既存の情報処理システム等を設計又は製作した者以外の者に施行させた場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等、密接不可分な関係にある改良・保守の契約をする場合。
⇒「密接不可分な関係」を具体的に説明できること。

- 7 前業務に引き続き実施する一体の関係にある設計、試験及び調査業務に係る契約で、一体の関係にある業者でないと施行が不完全になる場合。
 - 基本設計と実施設計
 - ⇒「一体の関係」を具体的に説明できること。
- 8 共同調査、開発等を行う場合に共同して業務を行う相手方が契約した者を契約する場合。
- 9 契約行為を秘密にする必要がある場合。
 - 試験問題の作成、購入、印刷。
 - ⇒「秘密」にするべき必要性の有無を検討すること。
- 10 住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手方とする場合。
 - ⇒目的や業務等を具体的に説明できること。
 - ⇒「住民や地域団体等と協働で行う事業の推進」は「地域団体等が市と合意書を交わし、公園や道路、河川など公共空間の清掃や美化活動等を自発的に行う街美化アダプト制度など、まちづくりを担う住民や地域団体、NPOなどと協定等を締結し、パートナーシップの原則に基づいて事業を推進するもの。(相模原市民間活力の活用に関する指針)」に基づく事業。
- 11 市の政策目的を達成するため公共的団体を契約の相手方とする場合。
 - ⇒目的や業務等を具体的に説明できること。
 - ⇒「公共的団体とは、農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。(行政実例)」
- 12 国又は他の地方公共団体と共同で運営するため、契約の相手方が特定される場合。
- 13 医療機関との個別契約を締結する煩雑さを回避するため、(社)相模原市医師会、(社)相模原市病院協会、(社)相模原市歯科医師会、(社)相模原市薬剤師会と契約を締結する場合。
- 14 新聞、雑誌、公共交通機関等への広告掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託する場合。
 - ⇒複数の候補者から特定の一業者を選定した経過を具体的に説明できること。
- 15 講演、研究、講座等、特別の能力を目的とする業務を委託する場合。
 - ⇒研修の講師等、個人を選定する場合、複数の候補者から特定の個人を選定した経過を具体的に説明できること。
- 16 入札準備のために年度当初(4月)分を前年度の契約の相手方と契約をする場合。
 - ⇒同一の事務事業で4月1日から事務事業が開始されるものについて、新年度開始までの間に業者選定及び契約諸手続が完了しない恐れがある場合に限り、暫定的に4月分1月間の契約に限り、前

年度の契約の相手方との間に前年度と同一の条件で契約を締結できるものとする。この場合、5月以降の契約締結に係る諸手続は4月中に完了し、円滑な事業の移行に努めること。事務の遅滞を理由に選定ができず、随意契約の期間を延ばすことは認められない。

- 1 7 新規事業者が業務実施の準備期間を必要とするため、それまでの契約相手と契約をする場合。
⇒準備期間として行うべき事柄を明確にし、最少期間のみとすること。事務の遅滞を理由に随意契約の期間を延ばすことは認められない。
- 1 8 契約規則第27条の第2号で「見積書の徴取を省略できる」場合。

(3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設若しくは小規模作業所において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき(文章一部省略)。

本号は以下の契約について、1者から見積書を徴取することで執行できます。ただし、対象となる契約相手方が複数いる場合は、原則として安い価格を提示した者と契約してください。また、本号に該当する場合は「相模原市契約規則第26条の2の規定に基づく随意契約をする場合の手続要領」に基づき、発注見通し及びその契約締結状況を公表しなければなりません。

- 1 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約
- 2 障害者支援施設等からの役務の提供を受ける契約
- 3 シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- 4 母子及び寡婦福祉法に規定する福祉団体等から役務の提供を受ける契約

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第4号

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

本号は、ベンチャー企業等の育成等を主旨として政策的な判断を必要とする場合の号です。産業振興課が所管する「相模原トライアル発注認定制度」に基づき、新事業分野の開拓に取り組む市内の中小業者等が開発する新商品を市が認定した場合に、その商品を開発した事業者を対象とします。

本号については、前第3号と同様の手続きが必要になります。

(5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号**緊急の必要により競争に付すことができない場合**

「緊急の必要」とは、天災地変その他非常緊急の場合です。本号の適用に際して重要なことは「緊急の必要」があるかどうかということと「競争に付す時間的余裕がない」ことが、客観的な事実に基づいて説明できることです。事務手続きの遅滞による「緊急」は理由になりません。本号に該当する代表的なものを列記します。

- 1 災害時の緊急物資の購入をする場合。
- 2 インフルエンザ等の感染症の発生による薬品等の購入を緊急に必要とする場合。

工事については、相模原市土木部において、交通等の安全確保ならびに施設の機能を保持するために緊急に必要とする維持・修繕の事務取扱に関しては、相模原市土木部の緊急維持・修繕実施要領のほか「緊急修繕等(土木工事)における見積合せ(1者随契)の取扱い及び留意事項(技術監理課)」が定められていますので参照してください。

(6) 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号**競争に付することが不利と認められる場合**

競争入札に付す方が随意契約によるよりも納期・工期や経費で不利となることが認められる場合が該当します。ただし、「不利となること」を具体的に説明できなければなりません。本号に該当する事例は概ね以下の場合です。

- 1 大量の物品を購入するとき(買い入れを必要とする物品が多量であり、購入先を分けて買い入れなければ価格の騰貴を招くことが想定される場合。)
- 2 契約時期を失うとき(早急に契約を締結しなければ、契約する時期を失い、又は著しく不利な価格で契約しなければいけない場合が想定される場合。)
- 3 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった業務や本体業務と密接に関連する付帯的な業務で、現に契約履行中の業者に引き続き実施させた場合は、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合。
- 4 施設警備委託等で、競争入札で毎年業者が変わってしまう場合、その都度機械器具の設置・撤去を行なうと施設の安全等の維持管理に問題が生じる場合や経費の削減の面で不利となる場合。

⇒「5 随意契約で留意すること 機械警備委託について」を参照すること。

(7) 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号**時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがある場合**

「著しく有利な価格」とは、「一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題なく、かつ、予定価格(時価を基準としたもの)から勘案しても、競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できるとき解され、個々に契約担当者が判断することになります。(地方財務実務提要)」と解釈されます。本号に該当する事例は「工事請負契約における随意契約のガイドライン(建設省厚発第308号)」を参照してください。

(8) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号**競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき**

いわゆる不落(不調)随契といわれるものです。「再度の入札」とは、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、直ちにその場で行なう入札(再度入札)をいいます(ただし、必ずしも再度入札に付さなければならないわけではない)。本号を適用する場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができません。

国土交通省では不落(不調)随契を原則廃止する運用を行なっており、本号の適用は、指名競争入札では指名替えや仕様の見直しを検討するなど、慎重に執り行うようにしてください。

(9) 地方自治法施行令第167条の2第1項第9号**落札者が契約を締結しないとき**

本号の規定は、競争入札により落札者になった者が契約を締結しない場合(落札者が契約書を作成しないとき)、当該落札金額の範囲内で契約を締結する者があったときは、その者と契約を締結することになります。契約は、あくまで落札金額の範囲内で行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初の競争入札に付す時に定めた条件は変更できません。

(10) 公共工事の請負契約に係る随意契約

建設工事等の公共工事に係る随意契約については、旧建設省通達「工事請負契約における随意契約方式的確な運用について(工事請負契約における随意契約のガイドイン)(建設省厚発第308号(昭和59年7月11日))」を参考とし、適正執行に努めること。

工事請負契約における随意契約方式的確な運用について**1 契約の性質または目的が競争を許さない場合(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)**

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達する事のできない場合
- 1) 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - 2) 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - 3) 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - 4) ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
- 1) 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
 - 2) 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - 3) 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

2 緊急の必要により競争に付することができない場合(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)

(3) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付す時間的余裕がない場合

- 1) 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
- 2) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- 3) 災害の未然防止のための応急工事

3 競争に付することが不利と認められる場合(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)

現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合

(4) 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合

- 1) 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
- 2) 本体工事と密接に関連する付帯的な工事

(5) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合

- 1) 前工事と後工事とが、一体の構造物(一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。)の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
- 2) 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事(ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。)

(6) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合

- 1) 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
- 2) 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

4 競争に付することが不利と認められる場合(地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)

随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあること

(7) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

(8) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

4. 1者から見積書をとればよい場合と省略できる場合

契約規則第27条の解説

第27条 契約の締結を随意契約の方法によって行う場合においては、2人以上から見積書をとらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

<p>1者から見積書をとればよい場合 (1)・(2) 該当の場合に理由書が必要</p>	<p>(1) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないもの。 (2) 災害の発生等により緊急を要するもの。 (3) 予定価格が10万円以下で、特に裁量の余地がないもの。 (4) 前3号に定めるもののほか、市長が2人以上から見積書を徴する必要があると認めるもの。</p>	<p>(1) 政令第167条の2第1項第1号～第9号(第5号は除く)に該当し、真にやむを得ないとする理由があるもの。 (2) 緊急でも原則的に見積りは徴取すること。徴取できない緊急は2(5)で対応する。 (3) 事務の簡素化のために1者随契を認めるもの。 (4) 「市長が認めるもの」は原則として下記の場合 ① 「需用費の物品等修繕料で予定価格が1件10万円を超え、100万までのもの。 ② 政令第167条の2第1項第3及び第4号に該当するもの。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、見積書の徴取を省略することができる。</p>		
<p>見積書を省略できる場合 (理由書は不要)</p>	<p>(1) 官報、新聞のほか、法令等で価格が確定しているもの。 (2) 需用費の物品等修繕料で予定価格が10万円以下のもの。 (3) 需用費の施設修繕料で予定価格が30万円以下のもの。 (4) 国又は地方公共団体と契約を締結するもの。 (5) 前3号に定めるもののほか、市長が見積書の徴取を省略できると認めるもの。</p>	<p>(1) 郵便切手、はがき、現金書留封筒、たばこ、収入印紙 (5) 「市長が認めるもの」は原則として下記の場合 ① 食糧費の執行に係るもの。 ② (社)相模原市医師会、(社)相模原市病院協会、(社)相模原市歯科医師会、(社)相模原市薬剤師会及び自治会その他これに類する団体と契約を締結する場合で金額に裁量の余地がないもの。 ③ 不動産の売買、賃借をするとき。 ④ 予見不可能な天変地災で、市民の生命・財産・健康に著しい危険が生じ、即座の対応が必要な場合。</p>

5. 随意契約で留意することについて

1 予定価格の設定について

1人からの見積書で予定価格を設定することにより、不調になったり、公平な入札にならなかったりする事例が散見されるため、見積書をもとにして予定価格を設定する場合、見積書は複数者から徴取することや取引の実例価格等を考慮する等、適正な予定価格を設定すること。

2 機械警備委託について

施設警備委託等で、競争入札で毎年業者が変わってしまう場合、その都度機械器具の設置・撤去を行なうと施設の安全等の維持管理に問題が生じる場合や経費の削減の面で不利となる場合があり、随意契約がやむを得ない場合もあるが、原則として、一定期間(「使用耐用年数省令※」を基準とする。)を経過した後は、競争入札による業者入れ替えを検討すること。

※ 原価償却資産の耐用年数等に関する省令(国税庁)

3 企画競争について

価格のみによる競争がふさわしくない事業については、企画競争(プロポーザル方式・コンペ方式)を行なうこともできる。ただし、企画競争は、公平性、透明性を確保するため、競争参加者の選定は公募とすることや提案の選考は市職員以外の有識者を含んだ審査会によること及びあらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により行なうよう努めること。

4 著作権について

イラストや写真、デザイン等の著作権は、当初の契約に際して、市に権利の譲渡をさせる措置を講じ、次回以降の契約に際して、他の業者が参入できるよう検討すること。

5 市内業者優先について

随意契約であっても、できる限り、競争入札参加資格を有する業者(財務会計システムの「業者管理」に登録がある業者)から、業務履歴等を調査のうえ、市内業者を優先的に選定すること。ただし、修繕等の少額の契約では、契約課が作成する小規模修繕業者名簿(入札参加登録をしていない業者)の登録業者や物品の契約で障害者施設等の登録外業者も選定できるので積極的に活用すること。

6 公益法人との契約

公益法人と随意契約をする場合は、公益法人の在り方や役割を踏まえ、民間企業との競合を検討すること。

7 協同組合等

事業協同組合、企業組合等と当該組合の組合員を同一の見積合せに呼ばないこと。組合等を選定した場合は、その他の選定業者が当該組合の組合員でないことを確認すること。

8 見積書

見積書は、必ず全業者を同時に呼び、各業者から直接提出させること。

9 監査における随意契約の指導事例

(1) 随意契約の場合の業者選定

同種の修繕工事の随意契約を2者見積もり合わせにより実施する場合に、同一の2者を選定し、その結果、採用者が同一となっている例がみられた。実施可能な業者が多数ある場合には、契約の公正性を確保するため、業種選定は特に留意して行うこと。

(2) 随意契約に伴う見積書の徴取

予算執行票に添付された2者の見積書のうち、採用された見積書の日付は支出負担行為起票日と同日だったが、採用されなかった見積書の日付は起票日から2週間後の日付だった。随意契約に伴う見積書の徴取は同時に徴すること。

(3) 見積書を徴する際の業者の選定

2者随意契約によって4件の同種の業務委託契約を行ったが、選定業者2者がすべて同一の組合せであり、採用業者も同一業者だった。当該業務を行うことが可能な業者が他にあるならば、見積書を徴する際には、そのつど、見積書を徴する業者の組合せを変えるなど、契約の透明性及び経済性等を考慮した業者選定を行うこと。見積書を徴する際に、安易に市外業者を選定していた。市内業者で対応可能な業務については、市内業者から選定すること。

(4) 1者随意契約における業務の再委託

1者随意契約により締結された機器保守点検委託契約等において、一部の業務が他の業者に再委託されていた。1者随意契約により締結した趣旨を考えると、業務の再委託を原則禁止とし、市が必要と認めた場合（1者随意契約の趣旨を損なわない範囲で）にのみ、再委託を行うことができるように契約書に規定する必要がある。

(5) 指名競争入札を実施する際の業者選定が不適切な事例

施設清掃業務委託の指名競争入札において複数の業者を指名したが、官公需適格組合とその組合員を同時に指名していた。入札及び見積合わせに当たっては、事業協同組合、企業組合等と当該組合の組合員を同一の入札及び見積合わせに指名しないこと。

10 WTO協定（政府調達に関する協定）

WTO協定の適用対象となる契約に係る随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号ではなく、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条の規定が適用されます。政令指定都市における協定の対象となる調達は、1件の発注金額（予定価格税込み）が基準額以上の場合です。基準額は下表参照。ただし表中の金額は、為替相場の変動を受け、2年ごとに見直されるため、注意が必要です。

区分	基準額
物品等の調達契約	3500万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	26億3000万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億6000万円
特定役務のうち上記以外の調達契約	3500万円

〔総務省告示第30号（平成18年1月23日）〕

6. 1者随契理由の公表について

1者随契理由書に記載された理由は、入札契約適正化法の主旨に基づき、契約の手続きの透明性・公平性を図ることを目的に、「随意契約で契約の相手方を特定する場合の理由等の公表に係る事務取扱要領」に定めるとおり原則として公表します。1者随契とする場合は「随意契約で2人以上から見積書を取らない理由書」で契約案件ごとに契約担当者の決裁を受けてください。なお「契約担当者」とは、契約規則第2条(3)に規定する決裁責任者をいいます。

事務手順は次のとおり。

- (1) 予算執行伺いから起票する場合は、予算執行伺い起票時から支出負担行為起票時より前(支出負担行為から起票する場合は、起票時より前)に契約担当者の決裁を受ける。
- (2) 財務会計システム上の「1者随契承認」欄は、文書管理システムで理由書の起案を行い、決裁を受けた後の「管理No」を入力する。
※平成+年度+管理No…平成22年の管理Noが0001の場合は「4220001」の7桁
- (3) 理由書を統合文書システムで起案し、シート②とともに契約課担当者を供覧設定とする。
- (4) 契約課はシート②を供覧・確認する。
- (5) 契約課は、契約締結を確認後、事務取扱要領に従い、市ホームページで公表する。

随意契約で契約の相手方を特定する場合の理由等の公表に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(以下「政令」)第167条の2第1項の規定に基づく随意契約によることができる場合で、契約の相手方を特定する契約に係る手続きの透明性を高めることを趣旨として、契約の理由等を公表する場合に必要な事務手続きを定めるものとする。

(対象)

第2条 公表の対象となる契約は、契約規則第26条に定める額を超える随意契約を行った契約(政令第167条の2第1項第3号及び第4号に該当する場合を除く)のうち、「随意契約で2人以上から見積書をとらない理由書」(以下「理由書」)により契約規則第2条(3)に規定する決裁責任者(以下「契約担当者」)の決裁を受けたものとする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、次の事項とする。

- (1) 事業名称
- (2) 契約の相手方の商号又は名称
- (3) 契約の相手方を選定した理由
- (4) 政令第167条の2第1項の該当号
- (5) 契約金額
- (6) 契約日
- (7) 契約事案の担当課名

(公表の方法等)

第4条 契約担当者は、「理由書」を統合文書システムで起案しようとするときに、契約課の担当職員を供覧として設定する。

2 契約課は、四半期に一度「理由書」をとりまとめ、当該契約が締結したことを確認したのち、原則として、四半期の各最終月の翌月までに、相模原市ホームページで公表する。

(非公表)

第5条 この要領で定めるもののうち、契約担当者が公表できない理由があると判断するものについては、事業名のみを公表とし、その他の事項は非公表とする。

2 非公表とする理由は概ね次の場合に限る。

(1) 契約の相手方が個人事業者ではなく特定個人となる場合

(2) 市の政策上、公開に適さないと判断される場合

(3) その他

3 非公表の場合は、当該事項に「非公表」の表記をする。

(公表期間)

第6条 公表の期間は、公表した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(その他)

第7条 その他、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(参考) 地方自治法施行令第167条の2(随意契約)

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
 - 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
 - 三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
 - 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。
 - 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - 八 競争入札に付し入札者がなく、又は再度の入札に付し落札者がなく、
 - 九 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - 3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

別表第5(第167条の2関係)

1 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
	市町村(指定都市を除く。以下この表において同じ。)	130万円
2 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160万円
	市町村	80万円
3 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80万円
	市町村	40万円
4 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50万円
	市町村	30万円
5 物件の貸付け		30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	100万円
	市町村	50万円